

平成28年9月9日

兵庫県教育委員会

教育長 高井 芳朗 様

(公社)兵庫県精神福祉家族会連合会

会 長 米 靖弘

精神障がい者の啓発・教育に関する要望書

貴職ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。又、平素は当会活動にご理解・ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年の4月に障害者差別解消法が施行され、全ての障がい者への合理的配慮により差別をなくし、「誰もが地域で平等に安心して暮らせる世の中」にする体制ができました。しかし精神障がいと他の2障がいの福祉サービスの格差は多く残っており、現在JR等交通運賃割引の請願活動を全国の家族会で一斉に展開中であり、今後も皆様方と一緒に、1つ1つ差別の解消に努めて行きます。また、地域での生活や就労において精神障がい者の大きな課題として「無理解と偏見」の問題があります。永い間、間違ったまま据え置かれている「心の健康教育」の不作為の結果と考えられ、今こそ、精神障がい者を正しく理解し直してください。まずは義務教育段階から「心の健康教育」を実施するよう「みんなねっと」と協同して国、県に要望します。また地域の人権学習会等で精神障がい者への理解を深める企画を是非、取り上げてください。今年より「こころやすらぐひろば」事業を開始しました。障がい者、家族、一般の方々をお招きし、理解を深めたいと企画しました。是非、皆さんで気楽にお越しいただき「こころやすらぐひろば」を盛り上げてください。

県並びに教育委員会当局におかれましても、精神障害児教育に取れ組んでおられますが、障害児のみでなく精神疾患を早期に見つけ、治療し又、偏見差別をなくす様、児童生徒を含め全ての地域住民に精神障がい教育を実施して頂けるよう要望致します。下記の要望について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

尚、ご多忙中恐縮ですが10月末日までに文書にて、ご回答下さいますようお願い申し上げます。

また、説明会を後日に開催させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

記

- 1)昭和52年頃より中断している学校での精神疾患に関する「心の健康教育」を復活し、義務教育段階から採用するよう文科省に要請するとともに、卒業前教育などで県としてできるところから実践してください。
- 2)教育委員会から自治学習会の人権学習で「精神障がい者への理解」を取り上げ、精神疾患は「特別な病気ではなく、誰でも起こりうる病気で、治療も可能」であることを理解していただくよう働きかけてください。また「こころやすらぐひろば」を活用し、交流を深めるよう地域住民に働きかけてください。

以上